

選任手続における法心理学

福来 寛

はじめに

この論文では一般市民の裁判員が事実認定者として関与する刑事裁判を中心に、選任手続に関する心理学研究を模索したい。公正・公平な裁判を実現するには、予断を持つ者を可能な限り排除し、できるだけ公平・公正な事実認定者を選ぶ必要がある。そして無罪推定、検察側立証責任、そして合理的な疑いの基準を理解し実行できる市民を選ばねばならない。同時に、事実認定者はある一定の限られ

た市民層からでなく、より広いクロスセクションから選択されなければならない。アメリカでは判例に基づいて、次の三つの要因が選任過程の公正さと、公平・公正な事実認定者の選任を評価する基準になっている：(1)陪審の代表性 (representative jury)、(2)偏向のない陪審 (impartial jury)、そして(3)同胞の陪審 (jury of peers) である*。

まず最初に、裁判員選任過程を九段階に分け、公正で公平な事実認定者の選任を妨げる可能性がある要因やステップについてコメントしたい。そして、これらの過程におい

て、公平・公正な事実認定者を選ばねばならない。心理学者が今後、直接・間接的に関わらなければならない研究の方向性について考えてみたい。さらに著者の米国陪審員選任に携わった経験に基づいて、裁判員制度の選任手続において、心理学者にとって重要と思われる作業・研究等について述べてみたい。

* Fukurai Hiroshi & Richard Krooth, *Race in the Jury Box*, NY: SUNY Press. See Chapter 5.

一 日本とアメリカの判例法理の大きな違い

まず最初に、日本と米国の選任手続を含めた刑事訴訟手続での大きな相違点について、まず最初に確認しておきたい。日本の刑事裁判は、究極的な真実発見を極端なまでに重視するのに対して、米国の陪審裁判では、真実発見は重要な目標ではあるが、同時に、裁判手続の公正・公平さを維持・確保するために、極めて多くの注意とエネルギーが注ぎ込まれる。

特に陪審選出の手続的正義を確保することは極めて大切

であり、同時に手続の公平性や正当性の分析・検証に、多くの努力が要求される。これは、公正・公平な選任過程を実現するために、黒人や女性活動家が百年以上もかけて、陪審員候補者と認められる権利や、被告人の公正な裁判を受ける権利を確立するために闘ってきた長い歴史が生んだものである。連邦最高裁は、一八八〇年の *Strader v. West Virginia* (100, U.S., 303) で、黒人が陪審員になる権利を認めて以来、日雇い労働者・女性・ラテン系アメリカ人等を組織的・継続的に排除してきた差別的な陪審員選任過程の存在をそれぞれ指摘・認識し、選任手続の公正さと、公正・公平な事実認定者の選任の重要性を強調する判決を多く出してきた。日本でも裁判員制度の導入を通して、公正・公平な選任手続を維持・確保する判例が、これから多く出されるだろう。そして選任過程に関する新しい判例法理が日本でも生まれ、公正で公平な裁判員裁判を行う法的環境がさらに構築されることを期待したい。

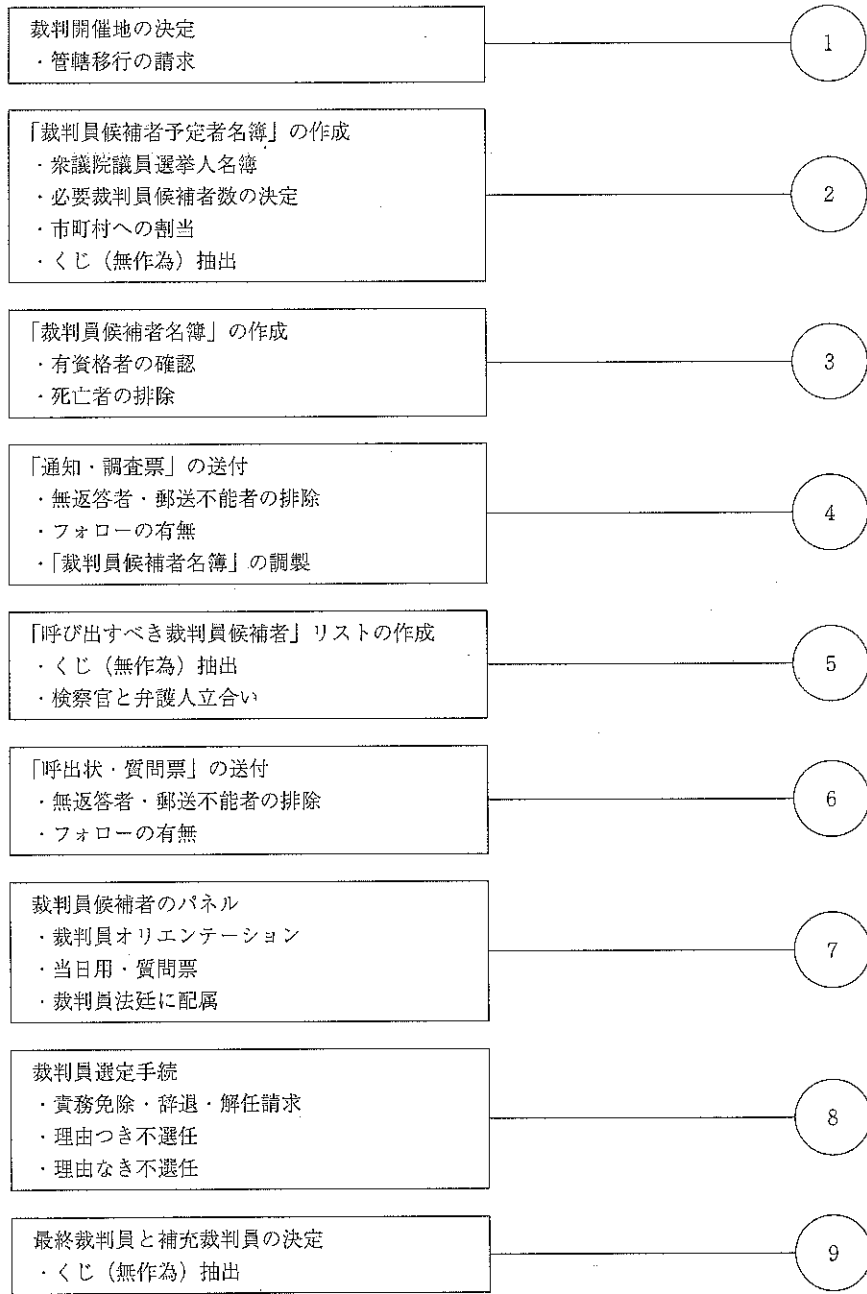


図1 9段階の裁判員選任ステップ

二 九段階の裁判員選任過程の概要

最初に、裁判員はどのように選任されるのかその選任過程について検証したい。最終裁判員は次の九つの段階を経て選択される(図1を参照)。最初のステップは裁判開催地の決定である。裁判員裁判は必ずしも事件が起きた管轄裁判所で行われるとは限らない。米国と同様に、一定の地域で偏った情報が氾濫した事件や、地域に潜在する偏見が認められ、被告人の公正な裁判を受ける権利を侵害する恐れがある場合は、弁護人は裁判地の変更を申請することができる。日本の自由人権協会(JCLU)は、裁判員制度と取材・報道の自由に関する意見書で、裁判が予断を抱かなくするには、報道規制以外の手法として、裁判地変更で対処すべきだとした。^{***}日本でも性差別や人種・民族問題が内在し、ブラジル人や在日朝鮮・韓国人、被差別部落民を含む少数民族住民の構成が著しく異なり、彼らに強い偏見を持つ地域がある。事件内容によっては、アメリカと同様に地域住民の意識調査結果を踏まえて、裁判開催地の変更

等について検討することが要求されるからである。^{***}

第二段階は、裁判所管轄区域の「裁判員候補者予定者名簿」の作成である。翌年一年分の必要裁判員候補者数が推定され、衆議院議員選挙の選挙人名簿から裁判員候補者が無作為に選ばれる。管轄区域の裁判員の職務を果たす資格のある住民の定義と名簿の確認がされる(第三段階)。第四段階で資格調査票が予定者に送付される。それには裁判員候補者名簿に記載されたことの通知と就職禁止事由や客観的な辞退事由への該当の有無、一年を通しての辞退希望の有無、裁判員任務の困難な時期の確認と辞退希望の有無・理由が内容に含まれ、有資格住民による「裁判員候補者名簿」が最終的に作成される。

第五段階で、裁判員候補者の裁判所への割り当てが、裁判の六週間前に行われる。ここでは、検察官と弁護人の立会いのもと、裁判員候補者がくじで選ばれる。次の第六段階で呼出状と辞退事由の有無などを確認する質問票が候補者に送付される。

実際に出廷した住民のオリエンションが第七段階で

行われる。担当の裁判所職員は裁判員候補者待機室で、被告人の名前、事件概要・罪名等を候補者に説明する。その後、当日質問票が配布され、候補者は、事件に特別な関係があるか、事件内容の情報を報道ですでに得ているか、また候補者自身や近親者が同様な事件の被害にあったか否か、不公平な裁判をするおそれに関する不適格事由について解答を求められる。

第八段階で、偏見・予断を持つ候補者を除去するための、裁判員候補者全員に対する質問手続が行われる。裁判官・検察官や弁護人の質問に応じて、辞退を申し出た裁判員候補者についての決定や、事件に関連する不適格事由や不公平な裁判をするおそれに関する不適格事由について判断する。辞退を認める場合や、不適格事由に該当すると判断した場合は、不選任決定が行われる。さらに弁護士・検察官は原則として四人まで理由を示さない不選任決定を請求することができる。理由つき不選任の請求については原則的に制限がない。

第九段階で、最後のに残った候補者数が裁判員必要構成

日外国人の犯罪は八六七件、七八二人であったが、二〇〇〇年では約二六倍の二万二、九四七件で、検挙人員では約八倍の六、三二九人と大幅に増加している。

三 裁判員選任の全過程における心理学研究の必要性

上述の裁判員選任過程は、大きく次の二段階に分けることができる。それは裁判員候補者が法廷に出廷するまでの選任手続（第一から六段階）と、裁判所内での直接的選任手続（第七・八段階）である。アメリカ心理学者の殆どは、後者の法廷内陪審選定手続（特に第八段階）を、研究対象にしてきた。つまりボアディール (voir dire) の手続に関する研究が殆どであり、出廷しない候補者は研究の対象外とされてきた。法廷内選任過程に関する研究が多いのは、該当事件における事実認定者がこの過程で直接選任されるからである。主な心理学研究には、陪審選択でバイアスのある陪審員を見分けることができるのか否か、陪審選択によつて陪審の意思決定はよくなるのか、候補者の職業・人種・ジェンダー・心理的属性（権威主義的人格、モチベーシ

員数より多い場合は、くじによる抽選が行われ、当該事件での裁判員と補充裁判員が選ばれ、彼らの職務任命で裁判員の選任過程は終結する。

* 図1は二〇〇四年五月に成立した「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（以後、裁判員法）、裁判員法規約、さらに最高裁判務総局の「裁判員制度ナビゲーション」に基づいている。

* JCLU 「裁判員制度と取材・報道の自由に関する意見書」 一〇〇三 available at http://www.jclu.org/file/seimei_kensho_20030320.pdf (last visited on September 12, 2007).

** 福岡康則『在日韓国・朝鮮人―若い世代のアイデンティティ』（中公新書、二〇〇〇年）、野口道彦、野口良子『半差別の学級集団づくり』（明石書店、一九九七）、西野瑠美子『エルクラノはなぜ殺されたのか―日系ブラジル人少年・集団リンチ殺人事件』（明石書店、一九九九）。来日外国人による事件では、窃盗の五四％は中国人、ブラジル人一〇・一％、ベトナム人八・三％、韓国・北朝鮮人六・二％となっている（犯罪白書平成十三年）。薬物関係法令違反では、イラン人二四・三％、フィリピン人一九・六％、ブラジル人一五・四％となっている。さらに、一九八〇年に来

ヨンや偏見・ステレオタイプ）と評決との関係等が多い。

特に、刑事被告人を含めた他者一般に対する陪審候補者をもつ偏見やステレオタイプは、米国心理学者によつて盛んに研究されてきた。黒沢 香・東洋大学心理学教授は、毎年発表するアメリカ法心理学会のパネルセッションの多くが、事実認定に与える要因と偏見やステレオタイプに関する研究を発表していると述べている。多民族国家であるアメリカでは人種偏見が大きな社会問題となっている。当然陪審員に選任された一般市民は、これらの人種的ステレオタイプをそのまま法廷に、直接持ち込むことになる。

米国では、人種偏見が強いパソナリティとして権威主義的性格が長く指摘されてきた。同時に、権威主義・統制傾向を有する陪審員は検察官に同調し、刑事被告人一般にも厳しい態度で有罪とする傾向があり (Narby, et al., 1993)⁽⁵⁾、少年犯罪者や性犯罪・薬物犯罪者に厳しい評価をだし、死刑制度や厳罰主義を支持する傾向も見られるとしている。被告人が少数民族出身の場合は、弁護士はこれらの人々を見極め忌避権を行使して排除しなければならないとする研

究結果も出ている(心理学研究については、主に Vidmar & Hans, 2007⁽⁸⁾を参照)。

陪審員候補者の偏向や属性の關係の研究では、「魅力」がなく、独身で裁判区地域との關係が少ない被告人には有罪傾向があり、障害・病氣や退役軍人など「同情」すべき被告人には無罪傾向、仕事があつて友好的とみなされる被告は、離婚歴・前科歴を有する被告人よりも有罪率が低く、女性は男性よりも近親姦やレイプや性犯罪事件の被告人を有罪にする傾向があるとしている(Simon, 1967⁽⁷⁾)。属性以外の研究では、ジェンダー意識とレイプ事件での評決での関連性や(Wear & Wrightsman, 1980⁽⁹⁾)、死刑制度への意識と評決との關係を指摘している(Nietzel, et al., 1999⁽⁶⁾)。しかしながら最終的には、心理的傾向や認知技能など多くの変数を同時に使った多変量分析研究においては、人口統計学属性と評決の間には、直接的で統計的重要性とみられる関連性はないとしている(主に Vidmar & Hans, 2007⁽⁸⁾を参照)。

社会学者や政治学者も、法廷内の陪審選任過程に関する

理由、さらには無返答者へのフォローの欠如など手続き上の不都合で、裁判所には実際に現れない。出廷しない候補者の多くは少数民族であり、年齢的にも両極端を占める若者や高齢者、女性、日当や時間給で働くパートタイマーなど、ある一定の属性を有する人たちが陪審裁判の任務から排除されてきたのである^(*)。

日本でも「通知・調査票」(第四段階)や「呼出状・質問票」(第六段階)に応じない候補者が多くいることが予想される。最近の意識調査は、市民の司法参加に不信感を持つ人や、被告からの制裁を懸念する者、さらに裁判員制度そのものへの反対者が多くいることを報じている。そして大多数の市民は裁判員制度に対して肯定的な意識を持っていない。罰則が科される可能性があつても、呼出状に応じない市民も多くいることが予想される。

米国内心理学者の多くは、出廷以前に組織的に排除される候補者の研究を行わなかった。応じない理由には、警察・検察を含めた司法組織への不信感、司法参加への懐疑心、陪審制そのものへの反対・不信感などの心理的要因が多

論文を多く発表している。人種・民族・ジェンダー・セクシュアリティの構成が陪審に反映しているのか否か、判事・検察官・弁護人の属性や政治的思考・思想信条と忌避権の行使・容認の関連性等についても詳しく研究されてきた。さらに、民事裁判での少人数な陪審構成や、フロリダ等の六人の陪審の合法性を踏まえて、事実認定者の数に関する研究も多くなされてきた。日本でも裁判員の人数については熱心な議論が行われてきた(藤田 二〇〇三、二〇〇四⁽²⁾)。

1 法廷外選任過程で排除される

候補者の心理学研究の重要性

これらの研究は、模擬裁判も含めて、原則的に裁判所の呼出に応じ、法廷内選任手続を経験する候補者を予想した調査である。しかし裁判所呼出に応じる市民は、呼出状が送られた候補者のほんの一握りにすぎない。例えば、ロサンゼルスでは陪審召喚状に応じて裁判所に現れるのは、全候補者のたった九・一%にすぎないとする結果が出ている^(*)。つまり、九〇%以上の候補者は、仕事・経済・個人的

く考えられる。そして米国内陪審候補者と同様に、経済的理由で呼出に応じない日本市民も多くいるはずである。出廷以前に排除される人たちに焦点を当て、彼らの法意識や心理的要因を探り、彼らの司法参加を積極的に促す研究は必要である。フランス人・思想家トクヴィルが言う民主主義の一輪としての市民の司法参加を積極的に促し、一般市民のクロスセクショナルな直接司法参加を可能にする心理学研究は、これから必要となる。今後の日本心理学者の研究に大いに期待したい。

2 法廷内裁判員選任における心理学研究の必要性

陪審選任に関して、最近アメリカで注目を集めているのは、陪審の人種構成である。前述したように、候補者属性(性別、人種、年齢、社会階層背景)や個人の特徴だけから、「偏向」があると判断して忌避するのは問題がある。米国内最高裁は、人種・性別(ジェンダー)に基づく専断忌避(理由なし忌避権)を憲法違反として禁止する判例を近年多く出してきた(Batson v. Kentucky, 1986; Powers v.

Ohio, 1991; Edmonson v. Leedsville Concrete C., 1991; Georgia v. McCollum, 1992; J.E. v. Alabama ex rel. T.B., 1994; Miller-Eli v. Cockrell, 2003^{***}。しかし専断忌避が人種や性別に基づいて行われたことを証明するのは容易ではなく、陪審員構成をみて最終的に判断せざるを得ないが、アメリカ連邦最高裁は最終的陪審構成が地域住民の人種構成に比例する必要性を求めているのである (Holland v. Ellis, 1990)。公正・公平な選任過程を評価する法的判断は、法廷に現れた候補者構成が、地域住民の人種構成を適切に反映することを求めているのみである。

さらに陪審の人種・ジェンダー構成は評議内容に大きく影響を与えることが予想される。弁護士に頼る判断は必ずしも偏見等を見出すことが難しいことから、科学的選任法 (scientific jury selection) がアメリカでは用いられる傾向が多い。例えば、陪審員に選ばれる可能性がある裁判管轄区住民を対象に無作為抽出による調査を実施し、その結果を踏まえて、より公平と思われる陪審員を選ぼうとする手段である。科学選任方法 (scientific jury selection)

る。専断忌避廃止の議論は百年以上続けられてきた。歴史的に、黒人候補者が忌避権で排除され、黒人被告が白人陪審によって死刑にされるケースが多かったからである。実際には現在も同じような人種差別的状況が継続されている。

***Robert Blanner. 1972. *Racial Oppression in America*. NY: Harper & Row.

四 心理学者の法廷内選任手続における研究の限界

裁判員候補者に対する法廷内での選任過程における心理学者の役割は、米国と同様に大きい。しかしながら、まず最初に、日米の選任過程構造上での、大きな違いを確認しておく必要がある。

陪審選任過程では、心理学者が直接的に選任・質問手続でエキスパート (expert witness) として立ち会うことができる。しかし、日本では心理学者は選任過程で立ち会うことができない。

裁判員候補者に対する質問手続では、裁判官三人と書記

は一九六〇年代後半から用いられ (黒沢⁽⁴⁾一丸を参照)、反戦運動家や市民権活動家などが被告人となった陪審裁判で用いられたのが最初といわれる^{***}。最新の手法は「マクマーン裁判の深層」(Butler et al., 2001)⁽¹⁾に詳細に述べられているのでここでは言及しない。この研究分野から陪審コンサルタントという職業まで生まれたが、彼らはすべて科学的選任法を用いているわけではない。

さらに人種・ジェンダー構成の重要性は、評議内容のほかに大きな影響を与える。人種・ジェンダー的にバランスのとれた陪審が出す評決は、地域住民の信頼が高く、支持され、受け入れられやすい^{**}。

* 黒沢 香 法と心理学のフロンティア 菅原郁夫、サトウ タツヤ、黒沢香編 一二九頁 北大路書房 二〇〇五を参照。

** Fukurai, Hiroshi et al. 1993. *Race and the Jury*. NY: Plenum Press, p.121.

*** これらは憲法修正第六条の公正な陪審裁判を受ける理由を超えて、憲法修正第一四条の平等保護原則に則って、候補者の平等権の侵害や不平等な陪審候補者が審理する陪審裁判での被告人の利益侵害などまで拡大解釈したのと言え

官、検察官と弁護士、そして裁判所が必要と認める場合は被告人が立ち会う。心理学者は第三者とみなされ、候補者のプライバシー保護のために法律上、裁判員選任過程に立ち会うことはできないのである(二三条一項)。つまり、質問内容の検討などの選任手続における心理学者の研究やサポートは、すべて事前に行わなければならないことになる。

1 調査票・質問票の作成

選任手続には二種類の質問用紙が使われる。一つは候補者に六週間前に郵送される調査票で、もうひとつは選任手続当日に配布される「当日質問票」である。事前に郵送された調査票は、欠格事態事由(義務教育を修了しない者、禁錮以上の刑に処されたもの)・就職禁止事由(公務員、法曹等の法律関係者、警察官など)・事件に関連する不適格事由(被告人・被害者の関係者、事件関与者など)の存否についての質問や、裁判所にいくことが困難な事情などの事態事由の有無を確認する。公平・公正な事実認定者を選ぶために、心理学者は特定事件の社会的影響に応じて、

調査票の内容に、新たな質問をすることが必要になる。

2 当日質問票の分析と質問内容の研究

弁護士と検察官は選任手続当日に、裁判員候補者が提出した質問票の写しを見ることができ(三二条二項)。しかし、質問票のアクセスから選任手続までの間に、どの程度の時間的余裕があるのか不明である。いずれにしても、それぞれの質問票の詳細分析を行う時間は限られているので、心理学者はあらかじめ、どのような人がどのような回答をする傾向にあるのか把握したうえで、質問票の回答内容を理解し、裁判長に対する質問請求(三四条二項)や不選任請求(三四条四項、三六条)の是非を判断する必要がある。さらに質問票に記載する質問を弁護人が求めることができるケースでは、質問内容や、その回答内容を速やかに分析・理解する工夫をする必要がある。

前述のように、候補者の外見・属性・特徴だけから偏向を判断するのは難しい。逆に、このような選任自体が、社会における偏見や先入観を反映し、さらには助長すること

になりかねない。

心理学者は事前に裁判員候補者に送られるアンケート項目の妥当性や質問内容等に関する研究を検討する必要がある。公正な事実認定者選任には、裁判官や当事者・代理人の質問に答えてもらい、その回答と事前の候補者アンケートの回答から、適切に事実認定ができるのかどうか判断する方法が用いられてきた。公正で公平な市民を陪審員に選任することはとても重要なことであるからだ。

裁判員の選任には、質問への回答と事前の候補者質問票の回答から、適切に事実認定ができるかどうか判断しなければならぬ。前述の科学的選択方法は、属性や候補者の質問への回答や回答方法、非言語行為(nonverbal behavior)の観察などを組み合わせてから、すでに有罪か無罪かを判断している可能性の高い候補者を、裁判管轄区内の事前世論調査の結果を踏まえて推測し、理由なしの忌避権を行使して除外し、最も弁護側に有利な陪審を選ぼうとする手段である。しかし、多くの刑事陪審裁判では、マスコミ報道などによって、多くの市民は被告人の有罪をすでに

確信しているケースが多く、それゆえに、実際の陪審員選任手続では、心理学者は、偏向が比較的低く、公正で公平に判断できる陪審員を見極めることが、主に重要な選択目的となっている。日本の裁判員選任過程でも同じような状況が予想される。そして裁判員候補者の偏向について、心理学的研究がさらに重要になるはずである。

3 地元住民の意識調査

心理学者は弁護士との連携作業を通じて、社会的・政治的に重大な刑事事件の背景や被告人の有罪無罪の可能性を調査することが、いざ必要となる。そして、裁判開催地の住民の意識調査の重要性を大いに検討すべきである。

カリフォルニア大学心理学教授クレイグ・ヘイニー(Craig Haney)は、オークランド市の非営利団体ナショナルジュリープロジェクト(National Jury Project)と共同し、重大な事件での意識調査と裁判地変更の申請を模索する研究を三十年ほど行ってきた。過剰なマスコミ情報によって住民の殆どが、公判以前から高い確率で有罪の確信を

している心理学的調査結果は、管轄移行の請求をする大切な資料となるからである。一九九一年のロードニーキング暴行事件では、ロサンゼルス住民の意識調査結果をもとに、米国憲法修正第六条が保障する公正・公平な裁判を受ける被告人の権利(impartial jury)が侵害される可能性があるとして、弁護士は管轄移行を請求した。裁判所はそれら同意、裁判地をロサンゼルス地裁から、ベンチュラ郡の地裁に変更させている。そしてその後四人の被告は無罪の評決を受けている。日本でも過剰に報道された事件において、心理学者による地元住民の意識調査は、これからさらに必要になるであろう。

4 不選任請求についての研究

被告人に対して偏見・偏向を持たない裁判員候補者を選ぶのが選任手続の重要な目的である。裁判官は公正な裁判ができないと判断した候補者は不選任とすることができ。同様に検察官と弁護士、被告人にも不選任請求権がある。原則として四人(被告人が争わないケースは三人)ま

で不選任請求権を行使できる。それ以外の不選任請求は、裁判官が理由を考慮し、受け入れるか却下するか判断する。

裁判員制度においてさらに重大な問題は、法廷内選任過程での速記録が原則的に存在しないことである。米国では速記録に基づいて、忌避権行使の違法性の検証が可能となる。例えば、検察側の理由なき忌避権の乱用で、被告人と同じ人種・ジェンダー・民族・社会階層出身の候補者の意図的排除が行われた場合、弁護人は不服申立を申請することができ、そして控訴審は平等保護条項違反だとして、裁判のやり直し (retrial) を命じることができる。日本でも、不選任請求に対する裁判は、不服申立の対象となり、上訴審の判断材料となる (三五条一項)。しかし、原則的に速記録がない日本では検証に限界があり、検察側による忌避権乱用を効果的に抑制する手段が用意されていない。心理学者は、このステップでの録音・録画の必要性を主張し、選任手続の内容を詳細に記録化する研究が必要になる。

* Craig Haney. 2005. *Death by Design*. NY: Oxford University Press. See sections on the effect of prejudicial publicity

正・公平な裁判員裁判を実現するには、クロスセクションから事実認定者を選び、予断を持つ候補者を排除する必要がある。この裁判員選任過程において、心理学者が関与する役割は、非常に重要である。多くの心理学研究が、公正な裁判が行われる環境を構築するのに大いに期待したい。

* 谷本純一氏の裁判員制度反対の論文については「裁判員制度はららら」(高山俊吉 講談社 二〇〇六)を参照。
* Fukurai, Hiroshi and Richard Krooth. 2009. The Rebirth of Japan's Twin Lay Judge Tribunals: Saiban-in (Lay Assessor) and Kensatsu-Shinsakai (Grand Jury) Systems, forthcoming (第一巻を参照)。

【引用・参考文献】

- (一) Butler, Edgar et. al. 2001. *Anatomy of the McMartin Child Molestation Case*. Lanham, MD: University Press of America.
- (二) 藤田正博 寄稿・裁判員の人数比の検討—評議を経験した市民の意見 自由と正義 五四(一) 六四—七一 二〇〇三
- (三) 藤田正博 参審型制度に対する法曹に及ぼす人数比の

on prejudice from collaborative research with the present author.

五 結 び

裁判員制度が二〇〇九年の五月までに始まる。有名なシंगाーソングライターが新聞で、裁判員制度を「八百屋のおっちゃん人が人を裁く制度なんか信用できん」とコメントした。

しかし民主主義制度が生まれた紀元前五世紀のギリシャ・アテネでは、いわゆる八百屋のおっちゃんも、魚屋のおじさんも、無作為に選ばれた市民と一緒に、陪審裁判 (dikasteria (ディカステリア)) に、陪審員として司法参加していたのである。

歴史的背景は違うが、二、五〇〇年後の日本の裁判員制度においても、アテネ市民と同様に無作為に選ばれた市民が裁判員として司法参加するシステムになっている。

裁判員制度は広く一般市民が裁判官とともに責任分担しつつ協議し、裁判内容に実質的に関与する制度である。公

影響 法と心理 四(一) 二〇〇四

- (4) 異沢 香 法廷の社会心理 斉藤 勇、川名好裕編 対人社会心理学重要研究集 第七巻第五章 二二七—二六一 誠信書房 一九九九
- (5) Narby, D., Cutler, B., & Moran, G. 1993. "A meta-analysis of the association between authoritarianism and jurors' perceptions of defendant culpability," *Journal of Applied Psychology*, 78: 34-42.
- (6) Nietzel, M., McCarthy, D., & Kern, M. 1999. "Juries: The current state of the empirical literature," in R. Roesch, S. D. Hart, & J.R.P. Ogloff (eds.), *Psychology and Law* (pp.23-52). NY: Kluwer Academic Publishers.
- (7) Simon, R. 1967. *The Jury and the Defense of Insanity*. Boston: Little, Brown.
- (8) Vidmar, N. and Hans, V. 2007. *American Juries*. NY: Prometheus Books.
- (9) Weir, J. & Wrightsman, L. 1990. "The determinants of mock jurors' verdicts in a rape case," *Journal of Applied Social Psychology*, 20: 901-919.

〔谷本純一氏〕
カリフォルニア大学サンタクルーズ校社会学教授